

新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。）に基づき区が策定した新宿駅西口地区駐車場地域ルール（平成29年新宿区告示第713号。以下「地域ルール」という。）の取扱いの詳細を定める新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用に関するマニュアル（平成29年10月12日付け29新首都施第46号）に基づき、必要な手続等を定めるものとする。

(申請)

第2条 地域ルールの適用を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用組織（以下「運用組織」という。）に地域ルールの適用申請を行い、適用判定を受けるものとする。

(附置義務台数低減申請)

第3条 申請者のうち附置義務台数を低減しようとする者は、附置義務台数低減（変更）申請書の正本1通及び副本2通に、次に掲げる図書及び書類3部を添えて申請しなければならない。申請内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 附置義務台数低減整備計画書
- (2) 確約書
- (3) 別表1に掲げる図書及び添付資料
- (4) その他審査に必要な資料

2 申請者は、前項の規定による申請の内容に附置義務台数低減の適用条件に係る部分以外の変更及び軽微な変更が生じたときは、同項後段の規定にかかわらず、附置義務台数低減変更届出書に必要な書類及び図書を添付し、運用組織に対して提出するものとする。

3 運用組織は、第1項の規定による申請を受理した時は、専門機関からの審査結果の報告等を踏まえ、適用可否の結果を、附置義務台数低減（変更）適用通知書又は附置義務台数低減（変更）不適用通知書により申請者に通知するものとする。

(駐車施設隔地確保申請)

第4条 申請者のうち駐車施設を隔地で確保しようとする者は、駐車施設隔地確保（変更）申請書の正本1通及び副本2通に、次に掲げる図書及び書類3部を添えて申請しなければならない。申請内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 駐車施設隔地確保整備計画書
- (2) 確約書
- (3) 別表2に掲げる図書及び添付資料
- (4) 隔地駐車場の確保が確認できる書類（契約書の写し等）
- (5) その他審査に必要な資料

2 申請者は、前項の規定による申請の内容に駐車施設隔地確保の適用を受けた駐車施設の位置等の変更以外の変更及び軽微な変更が生じたときは、同項後段の規定にかかわらず、駐車施設隔地確保

変更届出書に必要な書類及び図書を添付し、運用組織に対して提出するものとする。

- 3 運用組織は、第1項の規定による申請を受理した時は、専門機関からの審査結果の報告等を踏まえ、適用可否の結果を、駐車施設隔地確保（変更）適用通知書又は駐車施設隔地確保（変更）不適用通知書により申請者に通知するものとする。

（附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保申請）

第5条 申請者のうち附置義務台数を低減し、その駐車施設を隔地で確保しようとする者は、附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保（変更）申請書の正本1通及び副本2通に、次に掲げる図書及び書類3部を添えて申請しなければならない。申請内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保整備計画書
- (2) 確約書
- (3) 別表第1及び第2に掲げる図書及び添付資料
- (4) 隔地駐車場の確保が確認できる書類（契約書の写し等）
- (5) その他審査に必要な資料

- 2 申請者は、前項の規定による申請の内容に軽微な変更が生じたときは、同項後段の規定にかかわらず、附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保変更届出書に必要な書類及び図書を添付し、運用組織に対して提出するものとする。

- 3 運用組織は、第1項の規定による申請を受理した時は、専門機関からの審査結果の報告等を踏まえ、適用可否の結果を附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保（変更）適用通知書又は附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保（変更）不適用通知書により申請者に通知するものとする。

（誓約書等の提出）

第6条 第3条第3項、第4条第3項又は前条第3項の規定により地域ルールの適用を受けた者（以下「適用者」という。）は、東京都駐車場条例施行規則（昭和34年東京都規則第1号）第3条第2項に規定する認定通知書（以下「認定通知書」という。）の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する確認済証の交付後、速やかに駐車施設の台数、維持管理等について遵守事項等を定めた誓約書を運用組織へ提出するものとする。

（審査手数料）

第7条 申請者は、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請を行う場合は、運用組織に別に運用組織が定める審査手数料を支払うものとする。

（工事完了届出）

第8条 適用者は、認定通知書の交付、法第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付又は工事（隔地先駐車施設の設置場所がわかる案内標識等の工事をいう。以下同じ。）完了後、速やかに工事完了届に次に掲げる図書及び書類を添えて運用組織に届け出るものとする。

- (1) 認定通知書又は検査済証の写し

- (2) 工事完了写真
- (3) その他必要となる資料

(適用申請の取下げ)

第9条 申請者は、第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定による申請の後、運用組織から地域ルール適用可否の通知を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保申請取下げ届を運用組織へ提出するものとする。この場合において、審査手数料は返還されないものとする。

(適用申請の取りやめ)

第10条 適用者は、運用組織から地域ルール適用可否の通知を受けた後に、当該適用申請を取りやめようとするときは、附置義務台数低減及び駐車施設隔地確保申請取りやめ届に地域ルール適用可否の通知書等を添えて、運用組織に届け出なければならない。

(軽微な変更)

第11条 第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の17に規定する類似の用途間における用途の変更
- (2) 地域ルール適用諸条件に係る部分の変更で、地域ルール適用に大きな影響がないと認められるもの

(定期報告)

第12条 適用者は、当該駐車施設の継続的な駐車実態調査を行い、その運用及び利用状況並びに遵守状況についての地域ルール運用状況報告書を作成し、運用組織に対して、定期（1年毎）に報告するものとする。

(委任)

第13条 この運用基準に定めるもののほか、地域ルールの運用に関して必要な事項は、新宿区及び新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会並びに運用組織が協議の上、別に定めるものとする。

(様式)

第14条 この運用基準について必要な申請書類等の様式は、運用組織が別に定めるものとする。

附則

この運用基準は、平成29年12月1日から施行する。

別表 1 (附置義務台数低減申請関係)

図書及び添付資料	主な記載事項
1 建物の計画概要	所在地、用途地域、基準容積率、基準建蔽率、敷地面積、計画建築面積、延べ床面積、用途別床面積、容積対象床面積、駐車場部床面積、主要用途、構造、予定工事期間
2 案内図・付近見取図	申請建物の位置、方位及び道路等の目標となるもの
3 配置図又は外構平面図	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、道路の位置、幅員及び車線数、建物の主要な出入口、駐車場の出入口位置及び交差点等からの距離、最寄駅、最寄駅からの距離
4 各階平面図	方位、縮尺、各階の用途及び用途別床面積
5 立面図	縮尺、隣地境界線、出入口
6 建物動線計画図関連 (周辺道路状況図)	出入口位置、自動車動線、周辺交通量※、交差点負荷※
7 駐車需要予測関連資料	附置義務台数の算定、需要予測による算定台数※、荷さばきのための駐車施設需要台数の算定(荷さばき計画)、障害者のための駐車施設台数の設定、繁忙期考慮台数の設定
8 地域まちづくり貢献策	地域貢献駐車台数等の有無、設定の考え方
9 建物周辺現況写真	周辺の道路状況等がわかるもの (申請日から6ヶ月以内に撮影したもの)

※「新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用に関するマニュアル」で定める駐車原単位に基づき駐車需要台数を算出する場合は、必要に応じ省略することができる。

別表 2 (駐車施設隔地確保申請関係)

図書及び添付資料	主な記載事項
1 建物の計画概要 (申請建物及び隔地先建物)	所在地、用途地域、基準容積率、基準建蔽率、敷地面積、建築面積、延べ床面積、用途別床面積、計画容積対象床面積、駐車場部床面積、主要用途、構造、予定工事期間
2 案内図・付近見取図	申請建物及び隔地先建物の位置、方位、道路等の目標となるもの
3 配置図又は外構平面図 (申請建物及び隔地先建物)	方位、縮尺、敷地境界線、土地の高低、道路の位置、幅員及び車線数、建物の主要な出入口、駐車場の出入口位置及び交差点等からの距離、最寄駅、最寄駅からの距離、申請建物から隔地先建物までの距離
4 各階平面図 (申請建物)	方位、縮尺、各階の用途及び用途別床面積
5 駐車場平面図 (申請建物及び隔地先建物)	方位、縮尺、駐車場レイアウト、車室の寸法、車路幅員、出入口からゲートまでの滞留長及び滞留できる台数、EVまでの動線、車路等の勾配
6 隔地駐車施設までの動線図 (周辺道路状況図)	縮尺、隔地駐車場までの距離、信号等の位置、バリアフリー状況、周辺交通量※、交差点負荷※
7 立面図 (出入口がある面) (申請建物及び隔地先建物)	縮尺、隣地境界線、駐車場出入口
8 駐車場断面図 (申請建物及び隔地先建物)	縮尺、階高、天井高さ、車路等の勾配、桁高
9 駐車場利用状況関連資料 (隔地先建物)	附置義務台数、整備台数、駐車場の空き状況
10 駐車場入出庫関連資料 (申請建物及び隔地先建物)	駐車場の入出庫処理能力がわかるもの、出入口位置、自動車動線
11 建物周辺現況写真	申請建物から隔地先建物までの経路 (道路状況等) がわかるもの (申請日から6ヶ月以内に撮影したもの)
12 機械式駐車場に関する 書類及び図書 (申請建物及び隔地先建物)	機械式駐車場認定書、説明書、利用方法等がわかるもの

※「新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用に関するマニュアル」で定める駐車原単位に基づき駐車需要台数を算出する場合は、必要に応じ省略することができる。